

区分	制度名	対象	資金使途	保証限度額 (千円)	特記事項	制度融資名	制度融資
協	普通保証(含小口簡易を除く追認保証)	経営の維持・発展のための事業資金を必要とする者	運転 設備	個人・会社 280,000	組合(特定のもの) 480,000	一般(個別保証)	900001
						一般(根保証 手貸)	900002
						一般(個別保証 手割)	900003
会	手形割引根保証	中小企業者	運転	個人・会社 280,000	組合(特定のもの) 480,000	一般(根保証 手割)	900004
協	長期経営資金保証	経営の発展のため、長期的展望に基づく大口・長期の事業資金を事業資金を必要とする者で、次のいずれかに該当し、償還能力があると認められる中小企業者 ①業歴3年以上、与信取引1年以上、最近2年間利益計上で債務超過でない者 ②業歴5年以上、与信取引1年以上、最近2年間のうちいずれかの決算で利益計上しており繰越欠損がない者 ③上記に準ずるもので債務超過でなく、今期利益計上見込みがある者	運転 設備	20,000以上 200,000以内		長期経営資金	400101
会	当座貸越(貸付専用型)根保証	同一事業の業歴が3年以上で、2期以上の決算(確定申告)を行っている中小企業者で、申込金融機関との与信取引が6ヶ月以上あり今後とも育成支援していきたい先で次のいずれかに該当する者 【個人事業者の場合】 ①中小企業信用リスクデータベース(CRD)によるスコアリングが一定以上の評点であること ②確定申告が青色申告であり、申告所得300万円以上を計上し、自己名義の不動産を所有する ③確定申告が青色申告であり、申告所得100万円以上を計上し、不動産等物的担保の提供がある 【法人の場合】 ①中小企業信用リスクデータベース(CRD)によるスコアリングが一定以上の評点であること	運転 設備	1,000以上 280,000		当座貸越	400201
制	事業者カードローン当座貸越	同一事業の業歴が3年以上で、2期以上の決算(確定申告)を行っている中小企業者で、申込金融機関との与信取引が6ヶ月以上あり今後とも育成支援していきたい先で次のいずれかに該当する者 【個人事業者の場合】 ①中小企業信用リスクデータベース(CRD)によるスコアリングが一定以上の評点であること ②確定申告が青色申告であり、申告所得を計上し、自己名義の不動産を所有する 【法人の場合】 中小企業信用リスクデータベース(CRD)によるスコアリングが一定以上の評点であること	運転 設備	1,000以上 20,000		カード当座貸越	400301
度	無担保・無保証人特別小口融資保証	県内に事業所を有し無担保無保証人で小口の事業資金を必要とする者で、次の各号に該当する中小企業者 1. 県内で1年以上同一事業を継続して営んでいること 2. 所得税(源泉徴収を除く)、事業税、県民税、市町村民税の所得割のいずれかが申込の日以前1年間において課税されかつ完納していること 3. 常時使用する従業員の数が20名以下(商業、サービス業については5名以下)であること	運転 設備	12,500		一般(個別保証)	900001
						一般(根保証 手貸)	900002
						一般(個別保証 手割)	900003
度	激甚災害対策特別融資保証	政令で定める地域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けた中小企業者	事業再建資金	個人・会社 280,000	組合(特定のもの) 480,000	激甚災害対策	500601
特別小口保険の場合	特別小口保険の場合 12,500						
度	経営安定関連特別融資保証	中小企業信用保険法第2条第4項各号に基づく特定中小企業者	経営の安定に必要な資金	個人・会社 280,000	組合(特定のもの) 480,000	経営安定関連	500501
				6号認定 380,000		経営安定関連 皮革	500502
				特別小口保険の場合 12,500		経営安定関連 求償権消滅 審査会型	500503
						経営安定関連 求償権消滅 非審査会型	500504

区分	制度名	対象	資金使途	保証限度額 (千円)	特記事項	制度融資名	制度融資																														
協	創業関連保証	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に掲げる創業者 ①事業を営んでいない個人が1月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有するもの ②事業を営んでいない個人が2月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの ③事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年を経過していないもの ④事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの	運転 設備	10,000	再挑戦支援保証と合算	創業関連	503101																														
	創業等関連保証	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に掲げる創業者 1. 新事業活動促進法の掲げる次の①～③のいずれかに該当する創業者であって事業開始に係る具体的計画を有するもの ①事業を営んでいない個人が借入金額と同額以上の自己資金を有し、1月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有するもの ②事業を営んでいない個人が借入金額と同額以上の自己資金を有し、2月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの ③中小企業者である会社が新たに中小企業者である会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの 2. 以下の①～③のいずれかに該当する創業者である中小企業者であって事業を開始した日又は、会社を設立した日以後5年を経過していないもの ①事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年を経過していないもの ②事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの ③会社が新たに会社を設立した会社であって、その日以後5年を経過していないもの	運転 設備	15,000		創業等関連	503202																														
会	中小企業特定社債保証	1年以上同一事業を営み、次のいずれかに該当する中小企業者 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>1号要件</th> <th>2号要件</th> <th>3号要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①純資産額</td> <td></td> <td>5,000万円以上3億円未満</td> <td>3億円以上5億円未満</td> <td>5億円以上</td> </tr> <tr> <td>②自己資本比率</td> <td>いずれか該当</td> <td>20%以上</td> <td>20%以上</td> <td>15%以上</td> </tr> <tr> <td>③純資産倍率</td> <td></td> <td>2.0倍以上</td> <td>1.5倍以上</td> <td>1.5倍以上</td> </tr> <tr> <td>④使用総資本事業利益率</td> <td>いずれか該当</td> <td>10%以上</td> <td>10%以上</td> <td>5%以上</td> </tr> <tr> <td>⑤インタレスト・ガバレッジ・レシオ</td> <td></td> <td>2.0倍以上</td> <td>1.5倍以上</td> <td>1.0倍以上</td> </tr> </tbody> </table>			1号要件	2号要件	3号要件	①純資産額		5,000万円以上3億円未満	3億円以上5億円未満	5億円以上	②自己資本比率	いずれか該当	20%以上	20%以上	15%以上	③純資産倍率		2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上	④使用総資本事業利益率	いずれか該当	10%以上	10%以上	5%以上	⑤インタレスト・ガバレッジ・レシオ		2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上	運転 設備	450,000	普通保険・無担保保険に係る保証と合算して5億円以下。社債総額の80%以下を保証金額とする	中小企業特定社債	300801
			1号要件	2号要件	3号要件																																
①純資産額		5,000万円以上3億円未満	3億円以上5億円未満	5億円以上																																	
②自己資本比率	いずれか該当	20%以上	20%以上	15%以上																																	
③純資産倍率		2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上																																	
④使用総資本事業利益率	いずれか該当	10%以上	10%以上	5%以上																																	
⑤インタレスト・ガバレッジ・レシオ		2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上																																	
制	環境配慮型私募債保証	経済産業省令で定める資格要件を具備し、私募債を発行する中小企業者(株式会社)で、国・自治体等の第三者認証(ISO14001、エコアクション21等)を取得又は国・自治体・第三者等から認証・認定・表彰を受けている者	運転 設備	450,000	普通保険・無担保保険に係る保証と合算して5億円以下。社債総額の80%以下を保証金額とする	中小企業特定社債 環境配慮型私募債	300802																														
度	流動資産担保融資保証	国内事業者に対する売掛債権又は棚卸資産を有する中小企業者 但し、棚卸資産を担保とする場合は法人に限る	運転 設備	200,000	根保証は100万円単位。 個別保証は1,000円単位。 貸付金額の80%を保証金額とする。	流動資産担保融資	301201																														
	経営革新関連保証	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づく承認を受けた経営革新計画に従って新事業活動を行うことにより経営の相当程度の向上を図る中小企業者	運転 設備	個人・会社 280,000 組合(特定のもの) 480,000 新事業開拓保険・海外投資関係保険の場合 個人・会社 300,000 組合(特定のもの) 600,000	新事業開拓保険・海外投資関係保険の残高をそれぞれ合算	経営革新関連	503301																														
	公害防止特別融資保証	公害防止に必要な設備を行う中小企業者	設備	個人・会社 50,000 組合(特定のもの) 100,000		公害防止	500701																														
	エネルギー対策特別融資保証	省エネルギー施設の設置を行う中小企業者	設備	個人・会社 200,000 組合(特定のもの) 400,000		エネルギー対策	501001																														
	海外投資関係保証	海外直接投資の事業を行う中小企業者	運転 設備	個人・会社 200,000 組合(特定のもの) 400,000		海外投資関係	501301																														

区分	制度名	対象	資金使途	保証限度額 (千円)	特記事項	制度融資名	制度融資
協	新事業開拓保証 無担保保証で5,000万以内	新たな事業の開拓を行う中小企業者	運転 設備	個人・会社 200,000 組合(特定のもの) 400,000		新事業開拓	501401
	労働力確保関連保証	雇用管理の改善計画について知事の認定を受けた中小企業者等であってその改善計画に従って改善事業を実施するもの	運転 設備	個人・会社 280,000 組合(特定のもの) 480,000		労働力確保関連	501501
	中小小売商業関連保証	商店街整備、店舗集団化、共同店舗等整備、電子計算機利用経営管理及び連鎖化を行う中小企業者であって、経済産業大臣等の認定を受けた高度化事業計画に従って高度化事業を実施するもの	運転 設備	個人・会社 280,000 組合(特定のもの) 480,000		中小小売商業関連	501601
	商店街整備等支援関連保証	中小小売商業者の経営の近代化を支援する公益法人であって、経済産業大臣の認定を受けた商店街整備等支援計画に従って商店街整備等支援事業を実施するもの	運転 設備	280,000		商店街整備等支援関連	501701
	伝統的工芸品支援関連保証	伝統工芸品産業の振興を支援する公益法人であって、経済産業大臣の認定を受けた支援計画に従って支援事業を実施するもの	運転 設備	280,000		伝統工芸品支援関連	501801
	地域伝統芸能等関連保証	地域伝統芸能等の特徴を活用した製品の製造業等であって、観光・商工業の振興のために実施される行事に関連して行われるもののうち経済産業省令で定める事業を実施する中小企業者	運転 設備	個人・会社 280,000 組合(特定のもの) 480,000		地域伝統芸能等関連	501901
	流通業務総合効率化関連保証	認定を受けた総合効率化計画に記載された特定流通業務施設を中核として、流通業務の効率化を図る事業であって、物資の流通に伴う環境への負荷の低減に資する事業を行う中小企業者	運転 設備	個人・会社 280,000 組合(特定のもの) 480,000		流通業務総合効率化関連	503801
会	特定事業活動等関連保証	特定事業活動に関する計画について知事の承認を受けた中小企業者等であって、その計画に従って使用済物品等、副産物の発生抑制若しくは再生資源、再生部品の利用に資する設備の設置、再生資源、再生部品の分別回収又は特定物質の使用の合理化に資する設備等特定設備の設置等を行う中小企業者	運転 設備	個人・会社 280,000 組合(特定のもの) 480,000		特定事業活動等関連	502901
	エネルギー使用合理化事業活動関連保証	特定事業活動に関する計画について知事の承認を受けた中小企業者等であって、その計画に従って工場又は事業場におけるエネルギー使用の合理化のために必要な措置を実施するもの	設備	個人・会社 400,000 組合(特定のもの) 800,000	エネルギー対策保険の残高を合算	エネルギー使用合理化事業活動関連	502001
	小規模事業者支援関連保証	小規模事業者の経営の改善発達を支援する公益法人であって、経済産業大臣の認定を受けた基盤施設計画又は連携計画に従って基盤施設事業又は連携事業を実施するもの	運転 設備	280,000		小規模事業者支援関連	502101
	中心市街地商業等活性化支援関連保証	特定会社及び公益法人であって、認定を受けた特定民間中心市街地活性化事業計画に従って中小小売商業高度化支援等事業を実施するもの	運転 設備	560,000		中心市街地商業等活性化支援関連	502801
	中心市街地商業等活性化関連保証	認定を受けた特定民間中心市街地活性化事業計画に従って中小小売商業高度化事業を実施する中小企業者及び都市型新事業の用に供する施設を整備する事業を実施する中小企業者、特定会社又は公益法人	運転 設備	個人・会社・一般会社団法人・一般財団法人 280,000 組合(特定のもの) 480,000		中心市街地商業等活性化関連	502701
	中堅企業(破綻金融機関等関連)特別保証	破綻金融機関等と金融取引を行っていたため、資金調達に支障が生じている中堅事業者	運転 設備	600,000		中堅企業	300401
	経営資源活用関連保証	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく経営資源活用新事業計画に従って現に有する経営資源を新たな方法で有効に活用し、又は新たな経営資源を有効に活用することにより、新商品、新技術又は新たな役務の開発、企業化等の新たな事業開拓を行う中小企業者	運転 設備	個人・会社 280,000 組合(特定のもの) 480,000 新事業開拓保険の場合 個人・会社 300,000 組合(特定のもの) 600,000	新事業開拓保険の残高を合算	経営資源活用関連	503501
度	特定新技術事業活動関連保証 無担保保証で7,000万以内 2,000万以内	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づく特定補助金等に係る成果を利用した事業活動を行う中小企業者	運転 設備	個人・会社 300,000 組合(特定のもの) 600,000	新事業開拓保険の残高を合算	特定新技術活動関連	503001

区分	制度名	対象	資金使途	保証限度額 (千円)	特記事項	制度融資名	制度融資
協	風俗営業飲食業保証	別に定める資格要件に該当する風俗営業飲食業者	運転 設備	20,000		風俗営業飲食業	502601
	特定中小企業再生支援関連保証	認定支援機関として経済産業大臣の認定を受けた者であって、特定中小企業再生支援事業を実施するもの	再生支援業務に必要な資金	280,000		特定中小企業者再生支援関連	503601
	異分野連携新事業分野開拓関連保証	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づく認定を受けた異分野連携新事業分野開拓計画に従って異分野の事業者が有機的に連携し、その経営資源を有効に組み合わせて新事業分野の開拓を図る中小企業者	運転 設備	個人・会社 480,000 組合(特定のもの) 680,000	新事業開拓保険・海外投資関係保険の残高をそれぞれ合算	異分野連携新事業分野開拓関連	503701
	新事業開拓保険の場合			新事業開拓保険で無担保保証で5,000万以内			
	海外投資関係保険の場合			個人・会社 400,000 組合(特定のもの) 600,000			
	流動資産担保保険の場合			流動資産担保保険の場合 200,000			
	下請振興関連保証	下請中小企業振興法に基づく主務大臣の承認を受けた振興事業計画に従って振興事業を実施する下請事業者たる中小企業者	振興事業の実施に必要な資金	200,000	根保証は100万円単位。個別保証は1,000円単位。貸付金額の80%を保証金額とする。	下請振興関連 下請振興関連 根保証	301101 301102
	商工貯蓄共済幹旋融資	貯蓄共済積立加入後1年を経過し所定の掛金を滞りなく払い込まれており、運営委員会または連合会長が所定の掛金および借入金の返済が確実に履行できると認めた中小企業者	運転 設備	個人 10,000 会社・組合(特定のもの) 15,000		商工貯蓄幹旋	500201
	事業再生保証	民事再生手続き又は会社更生手続きを申立てた中小企業者であって再生計画認可後3年を経過してなく、かつ再生計画を完遂していない中小企業者	運転 設備	200,000		事業再生保証	301001
	資金繰り円滑化借換保証 (注3)	①旧金融安定化特別保証に係る既在の借入金の残高があること ②適切な事業計画を有していること ③経営安定関連保証による場合は中小企業信用保険法第2条第4項各号のいずれかの規定に基づいた市町村の認定書(セーフティネット保証に係る認定書)を有すること	旧金融安定化特別保証既在借入金の返済資金	個人・会社 280,000 組合(特定のもの) 480,000		借換保証 一般 特別会計 300101 借換保証 経安 特別会計 300201 借換保証 経安皮革 特別会計 300202 借換保証 経安 特別会計 納付控除 300203 借換保証 経安皮革 特別会計 納付控除 300204 小口零細企業 借換保証 経安 特別会計 301602 小口零細企業 借換保証 経安 特別会計 納付控除 301603	
小口零細保証の場合							
特定研究開発等関連保証	中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律に基づく認定を受けた特定研究開発等計画に従って、特定ものづくり基盤技術の高度化を図る中小企業者	運転 設備	個人・会社 280,000 組合(特定のもの) 480,000	新事業開拓保険の残高を合算	特定研究開発等関連	503901	
新事業開拓保険の場合			新事業開拓保険の場合				
新事業開拓保険で無担保保証で5,000万以内			個人・会社 300,000 組合(特定のもの) 600,000				
地域産業集積関連保証	承認を受けた企業立地計画に従って、同意集積区域において企業立地を行う中小企業者又は承認を受けた事業高度化計画に従って、同意集積区域において事業高度化を実施する中小企業者	運転 設備	個人・会社 280,000 組合(特定のもの) 480,000		地域産業集積関連	504001	
地域産業資源活用事業関連保証	認定を受けた地域産業資源活用事業計画に従って地域産業資源活用事業を行う中小企業者	運転 設備	個人・会社 480,000 組合(特定のもの) 680,000	新事業開拓保険・海外投資関係保険の残高をそれぞれ合算	地域産業資源活用事業関連	504101	
新事業開拓保険の場合			新事業開拓保険・海外投資関係保険の場合				
海外投資関係保険の場合			個人・会社 400,000 組合(特定のもの) 600,000				
流動資産担保保険の場合			流動資産担保保険の場合 200,000				地域産業資源活用事業関連 根保証 504102

会

制

度

区分	制度名	対象	資金使途	保証限度額 (千円)	特記事項	制度融資名	制度融資
協	事業再生円滑化関連保証	金融機関の支援が得られており、事業の再建に合理的な見通しが認められ、次の①及び②のいずれかに該当する中小企業者 ①特定認証紛争解決手段によって事業再生を図ろうとするもの ②認定支援機関(中小企業再生支援協議会)の指導又は助言を受け事業再生を図ろうとするもの	運転 設備	個人・会社 280,000 組合(特定のもの) 480,000	貸付金額の80%を保証金額とする。 特別小口保険の場合、100%保証	事業再生円滑化関連	301501
	特別小口保険の場合			特別小口保険の場合 12,500			
会	再挑戦支援保証	下記の1~4のいずれかの要件を満たすものであって、事業の廃止又は解散の日から5年を経過していないもの 1. 事業を営んでいない個人であって、1月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有するものうち、次のいずれかに該当するもの ①過去に自らが営んでいた事業をその経営の状況の悪化により廃止した経験を有するもの ②過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であったもの 2. 事業を営んでいない個人であって、2月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するものうち、次のいずれかに該当するもの ①過去に自らが営んでいた事業をその経営の状況の悪化により廃止した経験を有するもの ②過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であったもの 3. 事業を営んでいない個人であって、事業を開始した日以後5年を経過していないものうち、次のいずれかに該当するもの ①過去に自らが営んでいた事業をその経営の状況の悪化により廃止した経験を有するもの ②過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であったもの 4. 事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないものうち、次のいずれかに該当するもの ①当該会社を設立した個人が過去に自らが営んでいた事業をその経営の状況の悪化により廃止した経験を有するもの ②当該会社を設立した個人が過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であったもの	運転 設備	10,000	創業関連保証と合算して 10,000	再挑戦支援保証	301301
制	特定信用状関連保証	外国法人と経営を実質的に支配していると認められる関係を有する中小企業者	運転 設備	200,000	貸付金額の80%を保証金額とする。	特定信用状関連	301401
	特別小口保険の場合	特定信用状関連 根保証					301402
度	全国小口零細企業保証	中小企業信用保険法第2条第2項に定める小規模事業者 次の①、②のいずれにも該当すること ①中小企業信用保険法第2条第2項に規定する小規模事業者 (1)製造業は従業員20名以下、卸・小売・サービス業は5名以下の法人及び個人で中小企業信用保険法施行令第1条に定める業種に属する事業(以下『特定事業』という)を行うもの (2)事業協同小組合で特定事業を営むものまたはその組合員の3分の2以上が特定事業を行うもの (3)特定事業を行う企業組合であって、その事業に従事する組合員数が20人以下のもの (4)特定事業を行う協業組合であって、常時使用する従業員数が20人以下のもの (5)医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員数が20以下のもの (なお、組合の転貸資金の保証については対象外) ②既存保証と新規保証の保証付融資残高の合計が1,250万円以内であること	運転 設備	12,500		小口零細企業	504601
	特別小口保険の場合					小口零細企業 経安関連	504602
度	農工商等連携事業関連保証	認定を受けた農工商等連携事業計画に従って農工商等連携支援事業を行う中小企業者	運転 設備	個人・会社 480,000 組合(特定のもの) 680,000	新事業開拓保険・海外投資関係保険の残高をそれぞれ合算	農工商等連携事業関連	504201
	新事業開拓保険の場合			新事業開拓保険・海外投資関係保険の場合			
	特別小口保険の場合			個人・会社 400,000 組合(特定のもの) 600,000			
	海外投資関係保険の場合			流動資産担保保険の場合 200,000			
流動資産担保保険の場合	特別小口保険の場合 12,500	農工商等連携事業関連 根保証	504202				
農工商等連携支援関連保証	公益法人又は特定非営利活動法人であって、認定を受けた農工商等連携支援事業計画に従って農工商等連携支援事業を行うもの	運転 設備	280,000			農工商等連携支援関連	504301

区分	制度名	対象	資金使途	保証限度額 (千円)	特記事項	制度融資名	制度融資
協	一括支払契約保証	契約により物品の納入、役務の提供等による支払債務を有する中小企業者	期日前払いに係る支払債務	1,000,000	貸付金額の70%以下を保証金額とする。極度額は100万円単位。個々の割引は1,000円単位。	一括支払契約保証	301701
	経営承継関連保証 特別小口保険の場合	経営者の死亡又は退任等に起因する経営の承継に伴い、事業活動の継続に支障が生じていることに対し、経済産業大臣に認定を受けた中小企業者	運転 設備	280,000		経営承継関連	504401
予約保証	予約保証	同一事業の業歴が3年以上および申込金融機関との与信取引を1年以上有し、損益計算書・貸借対照表を作成しており、保証料カテゴリにおいて「区分②」以上の中小企業者	運転 設備	20,000		予約保証	301801
	小口零細保証の場合			小口零細の場合 5,000		小口零細企業 予約保証	301601
会	中小企業承継事業再生関連保証 特別小口保険の場合	認定を受けた中小企業承継事業再生計画に従って中小企業承継事業再生を行う中小企業者	運転 設備	個人・会社 組合(特定のもの) 280,000 480,000 無担保無保証人の場合 12,500		中小企業承継事業再生関連	504501
	無担保パワフル負担金保証 無担保パワフル	取扱金融機関において償還能力があると認め、CRDIによるスコアリングが一定以上の評点である法人	運転	5,000以上 280,000以内	本制度に関し、契約書を締結している金融機関のみ取扱い可	無担保パワフル保証(負担金) 無担保パワフル保証	600601 600602
商店街活性化事業関連保証	商店街活性化事業関連保証	認定を受けた商店街活性化事業計画に従って商店街活性化事業を行う商店街振興組合等又はその組合員若しくは所属員である中小企業者	運転 設備	個人・会社 組合(特定のもの) 280,000 480,000		商店街活性化事業関連	504701
	特別小口保険の場合			特別小口保険の場合 12,500			
商店街活性化支援関連保証	商店街活性化支援関連保証	公益法人又は特定非営利活動法人であって、認定を受けた商店街活性化事業計画に従って商店街活性化支援事業を行うもの	運転 設備	280,000		商店街活性化支援関連	504801
条件変更対応保証	条件変更対応保証	申込時点において、日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫又は商工組合中央金庫による貸付等及び信用保証協会による保証の利用がなく、金融機関からの借入に関する返済条件の見直しを行う中小企業者	借換対象貸付の元本残高の決済資金	個人・会社 組合(特定のもの) 280,000 480,000	貸付金額の40%を保証限度とする。	条件変更対応保証 1型	302001
						条件変更対応保証 2型	302002
						条件変更対応保証 3型	302003
東日本大震災復興緊急保証	東日本大震災復興緊急保証	東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第128条の規定により、東日本大震災により著しい被害を受けた中小企業者 ①特定被災区域内に事業所を有し、当該事業所、主要な事業用資産が物理的損害を受けたことについて市町村長の証明を受けた者 ②震災に伴う原発事故による災害に際し、警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域内として公示された区域内に事業所を有する者 ③特定被災区域内において事業所を有し、震災により最近3ヶ月の売上高等が前3年のいずれかの同期比△10%以上の者 ④①～③に掲げる中小企業者を構成員とする中小企業等協同組合その他の主として中小規模の事業者を直接又は間接の構成員とする団体	経営の安定に必要な資金(事業再建資金を含む)	個人・会社 組合(特定のもの) 280,000 480,000 特別小口保険の場合 12,500		東日本大震災復興緊急	302101

区分	制度名	対象	資金使途	保証限度額 (千円)	特記事項	制度融資名	制度融資
協会 制 度	経営革新等支援関連保証	認定経営革新等支援機関のうち、次のいずれかに該当するものであって、経営革新等支援業務を実施するもの。 ①一般社団法人(その社員総会における議決権の2分の1以上を中小企業者が有しているものに限る。) ②一般財団法人(その設立に際して拠出された財産の価額の2分の1以上が中小企業者により拠出されているものに限る。) ③特定非営利活動法人(その社員総会における表決権の2分の1を中小企業者が有しているものに限る。)	経営革新等支援業務の実施に必要な資金	280,000		経営革新等支援関連	505001
	経営力強化保証	金融機関および認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定ならびに計画の実行および金融機関への当該計画の進捗報告を行う中小企業者	運転 設備	個人・会社 280,000 組合(特定のもの) 480,000		経営力強化保証	302201
	責任共有対象					経営力強化保証(責任共有対象借換)	302202
責任共有対象外	経営力強化保証(責任共有対象外借換)					302203	
県	県小規模事業者特別小口融資保証	従業員20名以下の中小企業者(商業・サービス業にあつては5名以下)で、小口の事業資金を必要とする者	運転 設備	5,000		県小口融資 県小口融資 商工貯蓄斡旋	100501 100504
	県小規模事業者小口簡易資金特別保証	従業員20名以下の中小企業者(商業・サービス業にあつては5名以下)で、小規模企業共済制度に加入し、商工会議所・商工会の指導を受けているなど同制度要綱に定める要件を具備している者	運転 設備	15,000		県小口簡易	100602
	県経営強化資金融資保証	経営の安定、経営基盤強化のための事業資金を必要とする中小企業者	運転 設備	運 転 50,000 設 備 50,000		県経営強化	100801
	県新卒学生等雇用促進支援資金	新卒学生又は卒業後3年以内の既卒者を正規雇用した者で雇用計画について知事の認定を受けた者	運転	50,000		県経営強化 新卒学生等雇用促進支援	100804
制	県創業支援資金特別融資保証	≪創業分社化≫ 次のいずれかに該当する者 ①事業を営んでいない個人が借入額と同額以上の自己資金を有し、1か月以内に当該事業を開始する具体的計画を有するもの ②事業を営んでいない個人が、借入額と同額以上の自己資金を有し、2か月以内に新たに会社を設立し、当該新たに設立した会社が事業を開始する具体的計画を有するもの ③中小企業者である会社が自らの事業の全部又は一部を継続しつつ、新たに中小企業である会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始する具体的計画を有するもの ④事業を営んでいない個人が、当該事業を開始した日以後5年未満のもの ⑤事業を営んでいない個人により設立された会社であつて、その設立の日以後5年未満のもの ⑥会社が新たに会社を設立した会社であつて、その設立の日以後5年未満の会社 ≪創業分社化離職者等起業促進支援≫ 上記のいずれかに該当し、次のいずれかに該当する者 ①過去5年以内に離職した者 ②申込日時点で60歳以上の者 ③「奈良起業家創出促進事業(通称「ビジコン奈良」)」入賞者	運転 設備	創業分社化 15,000		県創業支援(創業・分社化)	102303
						県創業支援(創業・分社化・離職者)	102305
						県創業支援(創業一般)	102304
度	県経済変動対策資金融資保証	≪創業一般≫ 次のいずれかに該当する者 ①事業を営んでいない個人が借入額の20%以上の自己資金を有し、1か月以内に当該事業を開始する具体的計画を有するもの ②事業を営んでいない個人が、借入額の20%以上の自己資金を有し、2か月以内に新たに会社を設立し、当該新たに設立した会社が事業を開始する具体的計画を有するもの ③事業を営んでいない個人が、当該事業を開始した日以後5年未満のもの ④事業を営んでいない個人により設立された会社であつて、その設立の日以後5年未満のもの ≪創業一般離職者等起業促進支援≫ 上記のいずれかに該当し、次のいずれかに該当する者 ①過去5年以内に離職した者 ②申込日時点で60歳以上の者 ③「奈良起業家創出促進事業(通称「ビジコン奈良」)」入賞者	運転 設備	創業一般 10,000		県創業支援(創業一般・離職者)	102306
						県経済変動対策 災害	100904
						県経済変動対策 売掛債権	100906
度	県経済変動対策資金融資保証	次のいずれかに該当する者 ①エネルギーの有効利用に資する設備を設置する者 ②地震、台風、火災等の災害により被害を受けた者 ③関連企業の再生手続開始申立等で100万円以上の売掛債権を有する者 ④地域振興対策として経営の合理化、近代化を図る者 ⑤経済的環境の低迷により、最近3か月の平均売上高等が前年同期比△5%以上の者 ⑥社会的要因による一時的な業況悪化又は突発的理由により資金を必要とする者(社会的要因に該当する事項については、知事が定める)	運転 設備	運 転 50,000 設 備 50,000	③⑤は運転資金のみ	県経済変動対策 地域振興	100908
						県経済変動対策 省エネ	100910
						県経済変動対策 緊急対策	100914
						県経済変動対策 社会的要因	100917

区分	制度名	対象	資金使途	保証限度額 (千円)	特記事項	制度融資名	制度融資
県	県セーフティネット対策金融保証	中小企業信用保険法第2条第4項各号に基づく特定中小企業者	運転	50,000		県セーフティネット対策	102801
						県セーフティネット対策皮革	102802
						県セーフティネット対策 納付控除	102803
	県地域産業振興金融保証	地域産業事業者で、事業資金を必要とする者	運転 設備	50,000		県地域産業振興	102601
	県再生支援金融保証	次のいずれかに該当する者として推薦を受けたこと ①経営の安定に支障を生じ、商工調停士の指導を受けている者 ②奈良県中小企業再生支援協議会の支援により策定された経営改善計画等に基づき再生事業を実施する者 ③奈良県中小企業支援ネットワーク・経営サポート会議の支援を受け、経営改善計画等に基づき事業再生を実施する者	運転 設備	50,000		県再生支援 商工調停士	101103
						県再生支援 企業再生支援	101106
						県再生支援 経営サポート	101108
	県短期経営安定金融保証	短期事業資金を必要とする中小企業者	運転	10,000		県短期経営安定	102901
	県小口零細特別金融保証	中小企業信用保険法第2条第2項に定める小規模事業者で、事業資金を必要とする者	運転 設備	12,500		県小口零細特別	103201
	おもてなし産業強化資金						
制	県奈良のレストラン創業資金保証	県内で魅力ある飲食店を創業する者であって、「県創業支援資金特別融資保証」の要件に合致する者	運転 設備	創業分社化 15,000 創業一般 10,000		県奈良のレストラン創業(創業・分社化)	103701
						県奈良のレストラン創業(創業・分社化・離職者)	103703
						県奈良のレストラン創業(創業一般)	103702
						県奈良のレストラン創業(創業一般・離職者)	103704
	県奈良の宿創業資金保証	県内で小規模宿泊施設を開業しようとする者であって、「県創業支援資金特別融資保証」の要件に合致する者	設備	創業分社化 15,000 創業一般 10,000	運・設可、運転のみは不可	県奈良の宿創業(創業・分社化)	103003
						県奈良の宿創業(創業・分社化・離職者)	103005
						県奈良の宿創業(創業一般)	103004
						県奈良の宿創業(創業一般・離職者)	103006
	県奈良の宿フロンティア・開業支援資金保証	県内で宿泊施設を開業しようとする次のいずれかに該当する者 ①現在行っている事業を廃業し、新たに宿泊事業を開業する者、又は現在行っている事業を継続しながら新たに宿泊事業を開業する者 ②現在宿泊事業を行っている者であって、新たに宿泊施設を開業しようとする者	運転 設備	280,000		県奈良の宿フロンティア・開業支援	103901
	県奈良の宿・パワーアップ金融保証	県内で宿泊施設を営む事業者で、当該宿泊施設の増改築及び設備の設置を行う者	設備	280,000		県奈良の宿パワーアップ	103102
県企業立地促進資金保証	「企業立地促進法」に基づき、「奈良県企業立地促進計画」に定められた事業内容について、「企業立地計画」又は「事業高度化計画」を提出し、知事の承認を受けた者	運転 設備	運 転 80,000 設 備 200,000		県企業立地促進	103801	
県働きやすい職場環境整備保証	県内に事業所を有し事業を営んでいる者で、女性や高齢者などが働きやすい職場環境を整備するため、下記のいずれかの事業計画について知事の認定を受けた者 ①事業所内託児施設の新築・増改築をしようとする者 ②事業所内のバリアフリー化をしようとする者 ③事業所内託児施設の運営を行う者 ④育児休業取得のための支援を行う者 ⑤在宅勤務制度・短時間勤務制度を導入している者 ⑥「奈良県社員・シャイン職場づくり登録企業」である者 ※ ①、②は設備資金、③～⑥は運転資金	運転 設備	運 転 20,000 設 備 80,000		県働きやすい職場環境整備支援	104101	
県台風12号災害復旧対策資金	次のいずれかに該当する者 1. 県が災害救助法を適用した地域で、事業用資産等に直接被害を受けた者 2. 県が災害救助法を適用した地域内に事業所を有し、当該災害に起因して最近3か月の売上高等が当該災害の影響を受ける直前の同期比△10%以上の者	事業再建資金及び経営の安定に必要な資金	運 転 80,000 設 備 80,000		県台風12号災害復旧対策資金	104301	

区分	制度名	対象	資金使途	保証限度額 (千円)	特記事項	制度融資名	制度融資
県	県新エネルギー等対策資金	次のいずれかに該当し、知事の認定を受けた者 ①再生可能エネルギーを活用する設備等を導入しようとする者 ②省エネルギーに資する設備等を導入しようとする者 ③革新的なエネルギーの高度利用技術を活用する設備等を導入しようとする者 ④その他エネルギーの高度・効率的な利用に資する設備等を導入しようとする者	設備	設備 280,00	運・設可、運転のみは不可 運転部分に係る資金は80,000 千円まで	県新エネルギー等対策資金	104401
	県安心サポート資金	金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う者	運転 設備	50,000		県安心サポート資金	104601
	責任共有対象					県安心(責共対象借換)	104602
	責任共有対象外					県安心(責共対象外借換)	104603
県チャレンジ応援資金	次のいずれかに該当する者 ①既存事業の拡大の伴い、事業所の拡張または設備の増設若しくは新規事業を開設する者 ②現在営んでいる業種を継続しながら、他業種に進出する者 ③現在営んでいる業種から、他業種に転換する者	設備	設備 280,00	運・設可、運転のみは不可 運転部分に係る資金は80,000 千円まで	県チャレンジ応援資金	104501	
市	奈良市扱い						
	奈良市設備	①市内に居住(住民登録)(法人にあっては主たる事業所(本店登記)が所在)または事業所を有する ②市税を完納	設備	15,000	(運・設可、運転のみは不可)	奈良市中小企業事業設備	200105
	奈良市運転		運転	10,000	(運・設可、設備のみは不可)	奈良市中小企業事業運転	200111
	奈良市短期事業		運転 設備	5,000		奈良市中小企業短期事業	200114
	奈良市無担保無保証人	①市内に居住 ②県内において引続き1年以上同一事業を営んでいる ③市民税の所得割または法人税割を含む市税を完納	運転 設備	10,000		特別小口 奈良市中小企業事業	200108
	奈良市小口零細企業保証	①市内に居住(住民登録)(法人にあっては主たる事業所(本店登記)が所在)または事業所を有する ②市税を完納 ③小口零細企業保証制度の保証を受けることができる小規模企業	運転 設備	運 転 10,000	設 備 12,500	小口零細 奈良市中小企業資金小規模企業	200116
奈良市創業関連保証	①市内に居住 ②市内に事業所を有するまたは、事業を行う具体的計画を有する	運転 設備	10,000		奈良市創業関連	200118	
町	桜井市・葛城市、香芝市扱い						
	桜井市	①市内に引続き6ヶ月以上住所(法人にあっては引続き6ヶ月以上事業所本店または支店登記要)を有する ②市内で引続き6ヶ月以上同一事業を営んでいる ③市税を完納	運転 設備	7,000		桜井市中小企業融資	200603
				10,000		桜井市木材産業特別融資	200605
	葛城市	①市内に引続き1年以上居住(法人にあっては1年以上事業所(本店)が所在) ②引続き1年以上同一事業を営んでいる ③市税を滞納していない	運転	5,000	(運・設可、設備のみは不可)	葛城市中小企業資金融資運転	200903
			設備	10,000	(運・設可、運転のみは不可)	葛城市中小企業資金融資設備	200906
	香芝市	①市内に引続き1年以上居住(法人にあっては1年以上本店が所在) ②引続き1年以上同一事業を営んでいる ③市税を滞納していない	運転	5,000	(運・設可、設備のみは不可)	香芝市中小企業資金融資運転	201206
設備			10,000	(運・設可、運転のみは不可)	香芝市中小企業資金融資設備	201210	
村							
制							
度							

区分	制度名	対象	資金使途	保証限度額 (千円)	特記事項	制度融資名	制度融資	
市	生駒市扱い							
	生駒市	①市内に引続き1年以上住所(法人にあっては1年以上生駒市に登録されている事業所)を有する ②引続き6ヶ月以上同一事業を営んでいる。 再生可能エネルギーについては、業歴要件はなし ③市税を滞納していない (企業立地促進事業の場合は、市で別に定める規則による)	運転 設備	10,000		生駒市中小企業特別小口融資	200504	
	生駒市再生可能エネルギー		設備	100,000		生駒市再生可能エネルギー	200506	
	生駒市企業立地促進		運転 設備	30,000		生駒市企業立地促進	200505	
平群町扱い	①町内に1年以上居住 ②町内に事業所 ③引続き1年以上同一事業を営んでいる ④町税を完納	運転 設備	5,000		平群町中小企業小口融資	201502		
町	市町村保証料相当額補給扱(上記市町村以外)							
	大和郡山市	①市内に引続き1年以上居住(法人にあっては引続き1年以上事業所を有する) ②引続き6ヶ月以上同一事業を営んでいる ③市税を滞納していない(過去3年分確認)	運転	7,000	(運・設可、設備のみは不可)	大和郡山市中小企業融資運転	200206	
			設備	7,000	(運・設可、運転のみは不可)	大和郡山市中小企業融資設備	200209	
			設備	10,000	(運・設可、運転のみは不可)	大和郡山市中小企業融資店舗改造	200212	
	天理市	①市内に引続き1年以上居住(法人にあっては引続き1年以上事業所が所在)かつ事業所を有する ②引続き1年以上同一事業を営んでいる ③市税を滞納していない (現年度を含まない直近3年分)	運転	5,000	(運・設可、設備のみは不可)	天理市中小企業融資運転	200305	
			設備	5,000	(運・設可、運転のみは不可)	天理市中小企業融資設備	200308	
			設備	15,000	(運・設可、運転のみは不可)	天理市中小企業融資店舗改造	200311	
	大和高田市	①市内に1年以上住民基本台帳に記録(法人にあっては1年以上本店登記) ②1年以上同一事業を営んでいる ③市税を滞納していない	運転 設備	運 転 6,000	設 備 10,000		大和高田市特別融資	200405
			運転	500			大和高田市緊急特別小口保証	200407
	橿原市	①市内に住所(法人にあっては事業所を有する) ②市税を完納(過去から現在にわたって)	運転 設備	10,000			橿原市特別小口融資	200704
				2,000			橿原市緊急融資	200707
	御所市	①市内に引続き6ヶ月以上住所または事業所を有する ②引続き6ヶ月以上同一事業を営んでいる ③市税を完納	運転 設備	7,000			御所市特別融資	200804
	五條市	①市内に6ヶ月以上住所(法人にあっては引続き6ヶ月以上事業所)かつ事業所を有する ②引続き6ヶ月以上同一事業を営んでいる ③市税を完納	運転 設備	3,000			五條市特別融資	201001
				2,000			五條市特別緊急融資	201002
田原本町	①町内に引続き1年以上居住 ②町内で引続き1年以上事業を営んでいる ③町税を完納	運転 設備	7,000			田原本町中小企業資金融資	201104	
度	明日香村	①村内に1年以上居住 ②村内に事業所 ③引続き1年以上同一事業を営んでいる ④村税を完納 ⑤明日香村商工会会員	運転 設備	10,000		明日香村中小企業資金融資	201403	